

胆江地区上下水道事業会計システム共同調達等業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、上下水道事業会計システム更新業務について、既存のシステムが更新時期を迎えることから、奥州市及び金ケ崎町が共同で組織する胆江地区上下水道事業会計システム共同調達協議会（以下「協議会」という。）において上下水道事業会計システムを公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

胆江地区上下水道事業会計システム共同調達等業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

胆江地区上下水道事業会計システム共同調達等業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）のとおり

(3) 業務履行期間

契約締結の日から令和15年3月31日まで

内訳 構築期間 契約締結の日から令和10年3月31日まで

運用期間 令和10年4月1日から令和15年3月31日まで

(4) 事業主体及び構成事業体

ア 事業主体

胆江地区上下水道事業会計システム共同調達協議会

イ 構成事業体

(ア) 奥州市

(イ) 金ケ崎町

(5) 事業費の上限額

事業費上限額（構成事業体の合計）68,500,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）

ア 奥州市の上限額 36,400,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）

イ 金ケ崎町の上限額 32,100,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。契約の金額は、受託候補者との協議による仕様の調整後、予定価格の範囲内において定めるものとする。

(6) 契約方法

構成事業体である市、町ごと個別に契約締結する。

※ 運用費用については、令和10年4月1日から令和15年3月31日（60か月）までの契約期間において、契約金額を60で除した金額を毎月支払うものとする。構築費用は、令和8年度及び令和9年度に支払うことを原則とする。なお、これ以外の支払いを希望する場合は、契約締結前に別途協議のうえ決定するものとする。

当業務において、議会における予算の否決、減額等があったときは、構成事業体は、本業務を変更し、又は中止することがある。

3 参加資格

プロポーザルの参加資格は、プロポーザル参加申込書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 奥州市令和7・8年度奥州市入札参加資格者名簿（物品・役務・賃貸等）において「04：役務の提供等－08：賃貸等－08：ソフトウェア・システム－02：リース【2者】」について登録されていること。
- (2) 金ケ崎町入札参加資格申請受付業者一覧（令和7・8年度）物品・役務において「役務の提供等－賃貸借」について登録されていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 参加申込み時点において、奥州市営建設工事に係る指名停止措置基準（平成18年奥州市告示第72号）及び奥州市物品の製造の請負又は物品の買入に係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する要綱（平成18年奥州市告示第5号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 参加申込み時点において、町営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する規則（平成10年金ケ崎町規則第28号）及び物品の製造の請負又は物品の買入に係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する規則（平成14年金ケ崎町規則第25号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (7) 国税及び地方税に滞納がない者であること。（地方税は、会社本店及び契約先となる事業所の所在地並びに構成事業体における市区町村税に納付（納入）すべき租税の滞納がない者）
- (8) 奥州市暴力団排除条例（平成27年奥州市条例第20号）に基づく奥州市暴力団等排除措置要綱（平成27年奥州市告示第26号）第3条の規定に該当しない者であること。
- (9) 金ケ崎町暴力団排除条例（平成24年金ケ崎町条例第20号）に基づく金ケ崎町暴力団等排除措置要綱（平成24年金ケ崎町告示第132号）第3条の規定に該当しない者であ

ること。

- (10) プライバシーマークや情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）等、第三者機関の審査によるセキュリティ基準の認定を取得していること。
- (11) 過去10年間（平成27年度から令和6年度まで）に元請けとして、市、町の人口合計規模と同程度（人口10万人以上）の自治体又は一部事務組合（水道企業団）において上下水道事業会計システムの納入実績があること。
- (12) 秘密保持誓約を承諾できる者であること。

4 参加申し込み手続等

本プロポーザルへの参加を希望する者は「プロポーザル参加申込書」（様式第1号）に必要書類を添付のうえ、次のとおり提出すること。参加申込書等の様式は、奥州市上下水道部ホームページ又は金ケ崎町ホームページからダウンロードすること。

奥州市上下水道部ホームページ <https://www.city.oshu.iwate.jp/suido/>

金ケ崎町ホームページ <https://www.town.kanegasaki.iwate.jp/>

(1) 提出期限

令和7年12月15日（月）午後5時

(2) 提出先

15 事務局と同じ

(3) 提出方法

電子メール（オンラインストレージを含む。）、持参又は郵送とする。なお、電子メールの場合は、提出した旨を提出日の午後5時までに電話連絡することとし、郵送の場合は、書留郵便等により提出期限までに提出先に到着したものに限る。

(4) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書（様式第1号）

イ 会社概要関係書類

所在地（本社）、資本金、従業員数、業務内容

※ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）を必ず添付すること。

ウ 財務状況関係書類

直近2か年分の会計年度における決算関係書類（貸借対照表、損益計算書）

エ 誓約書（様式第2号）

オ 取得している資格（プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）等）及び公営企業会計システムの納入実績（パッケージ名、納入自治体名、人口規模等）（様式第3号）。また、それらを証する資料（取得資格の写し、契約書の写し等）

カ 国税及び地方税に滞納がないことの証明書

5 参加資格の確認及び結果通知

- (1) プロポーザルへの参加資格について、参加申込事業者から提出された参加申込書及び添付書類に対し、「3 参加資格」に基づき資格の確認を行う。
- (2) 確認の結果、プロポーザルへの参加資格を有すると認められた参加申込事業者に対し、プロポーザル参加要請書（様式第4号）により、参加を要請するものとする。
- (3) 確認の結果、参加申込事業者がプロポーザルへの参加資格を有しないと認められた場合は、プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第5号）の送付をもって、プロポーザルへの参加を認めない旨を通知するものとする。

6 受託候補予定者の選定方法

(1) 審査委員会の設置

本業務の受託候補予定者選定に当たり、プロポーザルによる業務提案の内容を評価するため、胆江地区上下水道事業会計システム共同調達等業務公募型プロポーザル選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) 評価基準及び審査

審査委員会は、プロポーザルへの参加要請を行った事業者（以下「参加事業者」という。）のうち、提案見積金額が提案見積上限額を超えていない者に対し、業務提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングの内容並びに提案見積金額について、別に定める「胆江地区上下水道事業会計システム共同調達等業務公募型プロポーザル選定基準」（以下「選定基準」という。）に基づき、評価を行う。

(3) 受託候補予定者の選定

ア 前記の評価により、評価基準総合点が最も高い参加事業者を受託候補予定者として選定する。ただし、評価基準総合点が最低評価基準（300点以上）を満たさない場合は、「該当者なし」とする。

イ 評価基準総合点は、評価項目ごとに審査委員会委員の評価点数を合計し、その平均点を採用する。

ウ 評価基準総合点が最も高い参加事業者が2者以上あるときは、選定基準の別表中「システム及び業務遂行に関する項目」の評価点数が上位の者を受託候補予定者として選定する。

エ 応募者が1者の場合であっても採点を行い、評価基準総合点がアの最低評価基準を満たす場合は、受託候補予定者として選定する。

オ アの最低評価基準を下回った場合は、応募した参加事業者に対し提案内容の見直しを求め、再度のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、当基準を達成した場合に受託候補予定者としてすることができる。

カ 審査結果は、奥州市上下水道部ホームページ及び金ヶ崎町ホームページにより公表するものとする。

7 提案書の提出等

参加事業者は、プロポーザルの実施に係る提案書等を作成のうえ、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類等

ア 業務提案書

(ア) 提案書 正本1部、副本8部（様式第7号を含む。）

(イ) 電子データを保存したCD-R又はDVD-R 2枚

イ 提案見積書（様式第8号） 1部

ウ 提案見積金額に係る積算内訳書（様式第8号 附属資料） 1部

エ 機能要件書（業務仕様書別紙） 正本1部、副本8部

ア(イ)の電子データを保存したCD-R等にも同じデータを保存すること。

(2) 提出先

15 事務局と同じ

(3) 提出方法

参加事業者による持参を原則とする。持参以外の方法で書類等を提出する場合は、事前に「15 事務局」に連絡すること。

(4) 提出期限

令和8年3月3日（火）午後5時

(5) 業務提案書の内容

業務提案書の記載内容については、以下の章立てに沿って作成すること。

ア 会社概要及び財務状況

イ 業務体制及び業務執行計画

ウ システムに関する項目

エ 業務遂行に関する項目

オ その他の提案事項について

(6) 業務提案書作成上の留意事項等

ア 業務提案書の表紙には業務提案書（様式第7号）を使用し、事業者名、提出日付、業務提案書ごとの通し番号を記入のうえ、ページの最初に目次を付け、各ページに番号を記入し、提出部数ごとに綴って提出すること。

イ 業務提案書等の作成に当たっては、日本語を使用し、日本産業規格A4版縦置き横書き左綴りで作成し、袋とじにすること。なお、A3版を使用する場合は折つづりとする。

ウ 電子記録媒体のみでの提出は認めない。

エ 業務提案書等の提出は、参加事業者につき1件のみとする。

オ 業務提案書の提出期限日以降の書類の差替え、追加及び再提出については、一切認めない。

カ 業務提案書作成に係る費用については、参加事業者の負担とする。

(7) 提案見積書及び積算内訳書作成上の留意事項

ア 提案見積書には、積算内訳書を添付し、業務提案書とは別に封かんのうえ、提出すること。

イ 提案見積金額には、本業務の委託期間全体の7年間に要する費用を積算し、総額（消費税及び地方消費税を除く。）で記入すること。

ウ 提案見積書において、明確な根拠のない運用費用の年度ごとの差異は認めない。

8 提案書類の取扱い

(1) 提出書類は、本プロポーザルにおける受託候補予定者の選定以外の目的では使用しない。

(2) 提案書等の著作権は参加事業者に帰属するが、プロポーザルの実施上必要な場合は、無断、無償で複製することがある。また、本プロポーザルの受託候補者選定結果に関する公表その他構成事業体が必要と認めるときは、提案書等の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

(3) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、奥州市情報公開条例（平成18年奥州市条例第17号）に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。

(4) 提出された提案書等は、返却しない。

(5) 提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加事業者が負う。

9 提案に当たっての質問及び回答

提案に関する質問の受付及び回答は以下による。

(1) 質問先

15 事務局と同じ

(2) 質問期間

令和8年1月5日（月）から同月27日（火）正午まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 質問方法

提案書等作成に係る質問がある場合は、プロポーザルに関する質問書（様式第6号）により質問内容を電子メールで提出すること。質問対象となる資料名及び頁番等を明記した上で、簡潔な質問内容とすること。なお、質問を提出する際は、必ず電話にて到達確認を行うこと。

(4) 回答

令和8年2月5日（木）までに、奥州市上下水道部ホームページを通じて、参加事業者名を隠した形で回答する。

なお、質問に参加事業者名が含まれる場合など、他の参加事業者に回答することが適切でない質問は、趣旨を逸脱しない範囲で記載内容を変更したうえで回答することがある。

10 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書等が提出された後、審査委員会において、参加事業者ごとにプレゼンテーションを実施し、選定基準の評価項目により審査を行うものとする。

(1) 日時及び場所

プレゼンテーション及びヒアリング参加要請書（様式第9号）により通知することとする。

(2) 実施時間

プレゼンテーションは各参加事業者45分以内とする。また、プレゼンテーション終了後にヒアリングを30分程度行う。

(3) 実施方法

ア 「7 提案書の提出等 (5) 業務提案書の内容」に記載している順に沿って行うこととし、実施方法は自由とする。

イ 希望する参加事業者は、電子機器を用いて行うことができる。

ウ プレゼンテーションで使用する機器のうちスクリーン以外は、参加事業者において用意すること。（スクリーンは事務局で用意する。）

(4) 提案書等提出時に提出していない資料等を新たに提出することはできない。

(5) 出席人数は、提案書等の内容を熟知している者3名までとする。

(6) プレゼンテーションに要する経費は、すべて参加事業者の負担とする。

11 受託候補予定者の選定及び結果通知

(1) 協議会は、審査委員会からの審査結果の報告を受け、受託候補予定者を決定する。

(2) 協議会の長は、受託候補予定者を構成事業体に報告する。

(3) 構成事業体の長は、協議会からの報告を受け受託候補者を決定し、受託候補者決定通知書（様式第11号）により通知する。また、非選定となった参加事業者に対しては受託候補者選定結果通知書（様式第12号）により通知する。

(4) 選定されなかった参加事業者は、(3)の通知の日の翌日から起算して7日以内に限り、選定結果について書面により構成事業体の長に説明を求めることができる。提出方法は、電子メールとし、必ず電話にて到達確認を行うこと。ただし、当該事業者の評価基準総合点及び順位に限り書面にて回答するものとする。

(5) 審査結果等の公開及び公表については、奥州市情報公開条例（平成18年奥州市条例第17号）及び奥州市プロポーザル方式等実施ガイドライン（令和2年市長決裁）により行うものとする。

12 プロポーザルにおける瑕疵^{かし}及び失格要件

(1) プロポーザルにおける瑕疵^{かし}

ア プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類、参加資格等に瑕疵^{かし}があることが判明した場合又は提案書等を提出期限内に提出しなかった場合は、その内容を審査委員会が審査し、その取扱いについて決定する。

イ 審査委員会は、必要に応じて参加事業者に対し、その瑕疵^{かし}についてヒアリングを行うことができる。

ウ アの瑕疵^{かし}が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なう恐れがあると認められる場合は、既に決定した事項を取消すことができる。

(2) 失格要件

参加事業者又は決定した受託候補予定者が、次に掲げる事由に該当した場合は、審査結果等にかかわらず既に決定した事項を取消し、失格とする。

ア 参加資格を有しない者の提案があった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 本業務委託契約締結前に参加資格を欠く者となった場合

エ プロポーザルの公正な執行を妨げるような行為が認められた場合

オ 業務仕様書中「6 前提要件」を満たさないと認められた場合

カ 提案見積金額が「2 業務概要 (5) 事業費の上限額」で定める構成事業体ごとの上限額を超えた場合

13 契約手続

(1) 構成事業体は、業務提案書の内容を基本として、受託候補者と個別に契約条件について協議を行い、当該事業体ごとに契約を締結する。また、採用された業務提案書に記載されている事項は、契約時の仕様書の原型になるものであるが、すべての提案事項について契約を保証するものではなく、業務提案書について本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

(2) 受託候補者は、円滑に受託業務を行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。

(3) 受託候補者が本業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合は、プロポーザル審査結果において次順位以下となった参加事業者のうち、評価基準総合点が上位であった者から順に本業務委託の交渉を行うことができる。

(4) 受託者は、本業務契約の締結と同時に、以下に記載するもののうち1つを本業務契約の保証として付すこと。

ア 契約保証金の納付（契約金額の10分の1）

- イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- ウ この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行の保証
- エ 本業務委託契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

14 その他

(1) 法令等の遵守

ア プロポーザルに係る準拠法令は、日本国の法令とする。

イ 参加事業者は、プロポーザルへの参加により、この実施要領を遵守することを誓約するものとみなす。

ウ 参加事業者が関係法令等に違反した場合は、プロポーザルに^{かし}瑕疵がある場合に準じて取り扱うこととする。

(2) 提出書類の開示

提出された書類については、条例に基づいて行われる開示請求等に係る開示対象文書として取扱うことを原則とする。なお、提出された書類に非開示を求める部分がある場合には、具体的な理由を明記した文書（任意様式）を提案書提出時に併せて提出すること。

(3) 辞退

参加を辞退する場合は、辞退届（様式第13号）を速やかに提出すること。

(4) 異議申立て

プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申立てることはできない。

(5) 単位

プロポーザルの手続において使用する通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

15 事務局

奥州市上下水道部経営課内

郵便番号：023-1192

住所：岩手県奥州市江刺大通り1番8号（江刺総合支所内）

メール：jogesuikeiei@city.oshu.iwate.jp

電話番号：0197-34-1516 F A X：0197-35-7201

別紙

プロポーザル日程表

	内 容	実 施 日 程
1	参加募集の公告	令和7年11月20日（木）
2	参加申込書等の提出期限	令和7年12月15日（月）
3	参加要請書又は参加資格確認結果の通知	令和7年12月19日（金）まで
4	提案書等の作成に係る質問書の提出期間	令和8年1月5日（月）から 令和8年1月27日（火）まで
5	質問書への回答	令和8年2月5日（木）まで
6	提案書の提出期限	令和8年3月3日（火）
7	業務提案書に係るプレゼンテーション 及びヒアリング	令和8年3月中旬（別途通知）
8	審査委員会による審査	
9	受託候補者の決定	令和8年3月下旬
10	選定結果の通知	令和8年3月下旬
11	契約内容に関する詳細打合せ	令和8年4月以降
12	契約締結	令和8年6月頃
13	準備期間	契約締結日から 令和10年3月31日（金）まで
14	運用開始	令和10年4月1日（土）

※日程は、応募の状況等により変更となる場合がある。